

議案第 66 号

岩倉市消防団条例の一部改正について

岩倉市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市消防団条例の一部を改正する条例

岩倉市消防団条例（昭和46年岩倉市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「という。）及び消防副団長（以下「副団長」という。）」を「という。）」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
- 第10条中「団長及び副団長」を「団長」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。